

## 高知工業高等専門学校環境施設マネジメント委員会規則

制 定 平成18年 4月 4日

一部改正 令和 6年 4月 1日

(設置)

**第1条** 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、高知工業高等専門学校環境施設マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

**第2条** 委員会は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号)に定めるもののほか、本校の環境方針に基づく環境目的・目標の達成に向けて環境問題に積極的に取り組むとともに、本校の施設の有効活用推進に関する事項及び中長期的な施設整備計画の策定等に資することを目的とする。

(審議事項)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 施設の有効活用に関する事。
- (2) 中長期施設整備計画に関する事。
- (3) 施設の維持管理に関する事。
- (4) 環境方針に関する事
- (5) 環境目的・目標に関する事
- (6) 環境マネジメントシステム運用に関する事
- (7) 環境報告書に関する事
- (8) 環境保全に係る各調査に関する事
- (9) その他環境及び施設に関する事

(組織)

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長のうちから校長が指名した者
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 専攻科長
- (4) 副校長（研究担当）
- (5) ソーシャルデザイン工学科長、基礎教育長、副基礎教育長及び各コース長
- (6) 事務部長
- (7) 総務課長及び学生課長
- (8) その他校長が命じた者

(委員長等)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号の委員をもって充て、委員会を主宰する。

3 副委員長は、前条第1項第1号以外の委員をもって充て、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

**第6条** 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

**第7条** 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(事務)

**第8条** 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、平成18年4月4日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。